

電気需給約款等変更に関するお知らせ

平素より、鷺宮ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記のとおりお知らせいたします。
なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

記

2019年10月1日より、電気需給約款等が以下のとおり一部変更となります。

■変更の対象となる電気需給約款等

- ・電気需給約款
- ・電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1S、ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）、付帯メニュー定義書（ガス・電セット割（定額A））

■主な変更概要

- ・2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、2019年10月1日付で、当社の電気料金メニューおよび付帯メニュー定義書について、消費税率引き上げ相当分を反映して料金表を改定。
- ・今後、消費税率が変更された場合は、変更後の税率に基づき精算する旨を記載。その他所要の変更を実施。

■（参考）2019年10月1日の消費税率引き上げに伴う電気料金の取り扱いについて

- ・上記消費税率引き上げに伴い、同日より当社のガス・電気料金の消費税率額を税率10%相当に見直します。
- ・ただし、2019年9月以前から継続して当社のガス・電気をご使用のお客さまの場合、10月中に行うガス検針・電気計量分には8%、11月以降に行うガス検針・電気計量分には10%の消費税率を適用いたします。

〈注〉警報器リースに適用する消費税率の扱いは、電気料金と異なります。

ご不明点は以下窓口へお問合せください。

鷺宮ガス株式会社

☎0480-58-1301

受付時間：月～金 9時～17時（土日祝日除く）

電話料金はお客さまのご負担となります。

以上